

## **[事案 2023-121] 損害賠償等請求**

・令和5年12月25日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明等を理由に、がん一時金相当額の損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

左乳がんで入院し、乳腺悪性腫瘍手術を受けたことから、令和4年2月に代理店を通じて契約した引受基準緩和型医療保険にもとづきがん一時金を請求したところ、がん特約が付帯されていなかったことから、がん一時金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、がん一時金相当額を損害賠償してほしい（請求①）。または、契約時に遡ってがん一時金の給付に対応する特約を付帯してほしい（請求②）。

- (1) 契約申込時に、募集人から「どうせ先進医療が2000万円ついているので、がん保険を省きましょうか」などと提案があり、本契約には先進医療特約が付帯されており、仮にがんになっても医療費の心配はないと考え、また、予算を抑えたい気持ちもあり、がん保険を省いた。
- (2) 募集人に対し、がんなどの特定疾病の保障を手厚くしたいと伝えていた。
- (3) 募集人から、先進医療の保障内容について、詳しい説明を受けていれば、がん保険を省くことはなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) がん一時金を支払うためには、それに対応する特約が本契約に付帯されている必要があるが、本契約においては、申立人の意向により当該特約を付帯しておらず、それに相当する保険料の支払いも受けていない。
- (2) 申立人は、当初、がんなどにも対応できる医療保障および死亡保障のある保険商品の意向を募集人に伝えていたが、それは申込日より4か月以上前の初回面談時点での話である。
- (3) 申立人から、「がんよりも新型コロナウイルス感染時のリスクに備えたい」という申し出があり、その際、募集人は、当初の意向であったがん特約の付帯についても伝えたが、申立人は「保険料が1万円を超えてしまう」「がんになるよりコロナに感染する確率の方がずっと高いので入院一時金特約の方を優先したい」と述べ、がん特約は諦めることとなった。
- (4) 募集人は、初回訪問時および申込日の計2回、パンフレットの先進医療のページを開きながら、その内容を説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。